

令和4年第10回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和4年10月31日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 令和4年10月31日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（15名）

|           |          |
|-----------|----------|
| 1番 水原耕一   | 2番 福垣内邦治 |
| 3番 光本一也   | 4番 中島数宜  |
| 6番 竹爪憲吾   | 7番 諏訪本光  |
| 8番 沖田ゆかり  | 9番 片川学   |
| 10番 時光良造  | 11番 民法正則 |
| 12番 荒瀧穂積  | 13番 山吹富邦 |
| 14番 山野千佳子 | 15番 中原裕侑 |
| 16番 大瀬戸宏樹 |          |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（1名）

5番 尺田耕平

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部・健康福祉部】

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について（報告）

(2) 新型コロナワクチン接種状況について（報告）

|        |      |
|--------|------|
| 町長     | 三村裕史 |
| 副町長    | 岩田秀次 |
| 教育長    | 平岡弘資 |
| 総務部長   | 西村隆雄 |
| 住民生活部長 | 貞永治夫 |
| 健康福祉部長 | 時光良弘 |



ら報告案件2件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。

それでは、皆様から様々な御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けたいと思います。三村町長。

~~~~~〇~~~~~

〇町長（三村） 皆様、おはようございます。

お忙しいところ、お時間をいただき、誠にありがとうございます。

冒頭、私から2点の御報告をいたします。

はじめに、国の交付金に関連し、急ぎ措置した予算について御報告いたします。

電力・ガス・食料品等の価格高騰に伴う緊急支援給付金支給事業として、特に影響が大きい住民税の非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付を行うもので、国の支給要領において、「可能な限り早急に支給することが望ましい」とされていることから、その趣旨に鑑み、令和4年10月5日付で専決処分により予算措置をさせていただきました。本件につきましては、11月4日の臨時会で報告させていただきます。御理解いただきますようお願いいたします。

次に、筆の里工房周辺事業で計画しております体験交流施設の基本・実施設計ですが、過日、公募型プロポーザルにより、設計者を「環境デザイン機構・角建築研究室設計共同体」に決定しました。当該プロポーザルの審査結果及び講評につきましては町ホームページで公開をしております。なお、お手元にお配りしたイメージ図は、当該事業者が提出された提案書の中から町で抜粋したものでございます。今後、関係団体や町民とともに、ワークショップの実施などにより具体的な検討を進めてまいります。また、その進捗により、議会に報告をさせていただきます。

さて、本日は、報告案件として、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業についてと、新型コロナワクチン接種状況について御報告させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、諸施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

本日はどうかよろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） それでは、早速、協議会に移ります。

報告案件、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について、執行部から説明を受けたいと思います。西村総務部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務部長（西村） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について、御説明を申し上げます。

資料1を御覧ください。

この資料は、令和2年度に国が制度を構築し、これまでの間に国から交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の各年度への予算配分状況と、これまでこの交付金を活用して実施してまいりました活用事業の状況及び、これから実施予定の活用事業をお示しする資料でございます。3年分の活用事業といたしまして85の事業を記載いたしておりますので、字が小さくなってしまい、見えにくいところもあろうかと思いますが、御了承いただけたらと思います。

まず、左上の表、「1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金配分状況」についてです。これは、令和2年度から4年度におきまして、国から本町へ交付された交付金の配分状況と、これを町において各年度に予算配分した状況を掲載いたしております。

表の一番左側ですが、国からの交付金の配分は、令和2年度、5億3,049万4,000円、令和3年度、1億5,805万6,000円、令和4年度、1億7,825万9,000円で、3か年の合計は、8億6,680万9,000円となっております。

令和2年度町の予算配分ですが、国から配分された5億3,049万4,000円のうち、2億6,977万4,000円を予算配分し執行しております。

令和3年度では、令和2年度分から繰り越された残り2億6,072万円と、令和3年度に国から配分された1億5,805万6,000円のうち、2,895万9,000円を合計した2億8,967万9,000円を予算配分し執行しております。

令和4年度は、令和3年度分から繰り越された残り1億2,909万7,000円と、令和4年度に国から配分された1億7,825万9,000円を合計した3億735万6,000円を予算配分することとしております。

なお、この額には、本年9月20日付、国からの通知により追加配分されることとな

りました7,000万円余りの交付金分を含んでおります。この交付金を活用した事業につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

また、各年度において、国が直接事業化した子育て世帯や非課税世帯等への臨時特別給付金につきましてはこの配分額に入れておりませんので、御了承いただきたいと思います

続きまして、左側の中段の表、「2. 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業」についてです。令和2年度は、表の左上、ナンバー1の「感染症拡大防止緊急対策事業」から、表の右下、ナンバー39の「新型コロナウイルス感染症対応確定申告事業」までの39事業を実施しており、総事業費2億9,736万円に対し、交付金2億6,977万4,000円を充当いたしました。

資料の右側に移りまして、上の表になります。「3. 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業」についてです。令和3年度は、表の左上、ナンバー40の「GIGAスクール推進事業【令和2年繰越事業】」から、表の右下、ナンバー66の「熊野筆情報発信拠点整備事業」までの27事業を実施しており、総事業費3億7,955万円に対し、交付金2億8,967万9,000円を充当いたしました。

続きまして、中段の表、「4. 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業」についてです。令和4年4月から9月の補正予算に計上した事業までを対象といたしまして、表の左上、ナンバー67の「行政ICT推進事業議会システム・タブレット導入」から、ナンバー81の「学校保健特別対策事業費補助金」までの15事業を実施しているところでございます。この時点におきましての総事業費は2億1,832万8,000円、交付金充当額は2億1,176万6,000円となっております。

先ほど、若干申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、令和4年9月20日付で、新たに「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されました。この交付金におきましては、国の示す推奨事業を参考として、生活者・事業者支援に係る事業を早急を実施することとされております。この追加配分される交付金と、これまでコロナ対応で活用してきた通常分の交付金の充当状況を踏まえまして、次の表、「5. 新規の活用事業」を挙げさせていただいております。ここにお示しいたしました事業につきましては、「生活者・事業者への速やかな支援に取り組むこと」という新たな交付金の趣旨から、急ぎ臨時会をお願いし、補正予算計上をさせ

ていただこうとする事業となっております。

ナンバー８２の「熊野町地域経済応援クーポン券事業」は、本年度第２弾となりますが、コロナ禍や電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている住民の生活を支援するとともに、町内小売店や飲食店における消費を喚起し、経済循環を回復させる一助とするため、割引クーポン券を発行するものでございます。住民において利用いただく内容は、現在実施中の第１弾のクーポン券と同様とし、クーポン券の発行枚数は、１世帯２０枚とします。現在の利用期間終了後、直ちに利用開始できるものとするなど、混乱なく利用いただき、年度末までに事業完了できるものとするよう考えております。

総事業費は１億４，７００万円ですが、この事業には、広島県から交付される補助金も財源充当することを考えていることから、本交付金の充当額は６，９８５万７，０００円としております。

次のナンバー８３の「水道事業特別会計繰出・補助」は、コロナ禍や電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている住民の生活を支援するため、水道料金の基本料金２か月分を減免いたします。総事業費、交付金充当額ともに２，２６５万円です。

次のナンバー８４の「上水道未給水世帯支援事業」も、コロナ禍や電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている住民の生活を支援するため、上水道未給水世帯においても水道料金の基本料金２か月分相当の支援金を交付するものです。総事業費、交付金充当額ともに１３３万４，０００円です。

次に、ナンバー８５の「公共施設インターネット環境等整備事業」は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金とは別に、これまでコロナ対応で活用してきた通常分の交付金を活用するもので、ウイズコロナの中、リモートでの会議参加や講座の開催を可能とするほか、非対面・非接触型の行政サービスの実現により業務効率化と住民サービスの向上を図るため、町内４か所の公共施設にインターネット直通環境を整備するものです。総事業費、交付金充当額は１７４万９，０００円です。

以上、４つの事業費の総事業費１億７，２７３万３，０００円を補正予算として計上させていただきますこととしております。

なお、交付金の充当額につきましては、現在、本町へ配分予定である額を全額充当するようにしており、不足部分は一般財源等で補うことといたします。これは事業実施により執行残が見込まれますので、それにも対応できるものとするものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業の活用事業についての説明は以上でございます。

感染は、過去2年間、年末年始に流行したことを踏まえ、令和4年の年末までに、重症化リスクの高い高齢者はもとより、若い方にもオミクロン株2価ワクチンによる接種を完了するよう接種体制を整備しています。また、9月6日から努力義務の適用となった5歳以上11歳以下の小児の追加接種及び、10月24日から接種開始となり、本町においては11月9日から接種開始予定の生後6か月以上4歳以下の乳幼児接種を実施するに当たり、接種体制の構築を進めています。

次に、2の接種状況についてでございますが、令和4年10月21日現在で、接種者全体では、1回目の接種率は88%、2回目が87%、3回目は73%、4回目の接種率は41%となっております。そのうち、5歳以上11歳以下の小児接種は、1回目の接種率が20%、2回目が19%、3回目は3%の接種率となっております。3回目の接種以降、若年層の接種率が低水準が推移していること、また、小児接種が努力義務に適用されたことなどから、若い世代へのワクチン接種を促進するため、接種を受けやすい体制の構築及び町の公式LINE等を活用した最新情報の提供に取り組んでまいります。

続いて、3の各接種の概要についてでございます。

まず最初に、(1)のオミクロン株対応ワクチン接種についてですが、対象者は、初回接種を完了した12歳以上の全ての住民の方となります。接種回数は、過去の接種歴の違いに関わらず、オミクロン株対応ワクチン接種は1人1回となり、接種間隔は、前回の接種から3か月以上経過した後となります。なお、10月21日に予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布・施行され、接種間隔は5か月から3か月に短縮されています。

使用ワクチンは、ファイザー社及びモデルナ社のワクチンとなります。接種方法は、町内医療機関10か所で実施する個別接種と、町民会館で実施する集団接種で、個別接種は、10月1日からBA.1対応型ワクチン接種を開始しており、10月22日からはBA.4-5対応型ワクチンに切り替えて接種をしています。集団接種は、11月12日から15日まで、1日当たり300人、4日間で1,200人の接種を予定しています。接種券の発送についてですが、12歳以上の2回から4回目の接種が8月末までに完了された方へは既に発送を完了しています。9月以降に接種された方へは、接種から2か月が経過する月の月末までに発送することとしております。

次に、(2)小児の追加接種についてですが、9月6日から小児接種についても努力義務が適用され、追加接種が開始されることとなりました。対象者は、初回接種を完了

した5歳以上11歳以下の小児で、本町では、9月17日から接種を開始しています。接種回数は1回で、接種間隔は、初回接種完了から5か月以上経過後となります。使用ワクチンは小児用ファイザー社ワクチンで、実施医療機関は、現在、藤田小児科医院及び、酒井耳鼻咽喉科皮膚科医院で、1月からは大瀬戸内科が加わり、町内3か所で実施いたします。接種券は、9月6日に発送しているところです。

なお、1回目接種時の年齢が11歳であった場合は、2回目の接種時に12歳に到達している場合でも小児用ワクチンを使用しますが、3回目の接種となる追加接種においては、12歳以上のワクチンを使用することとなっています。

続いて、乳幼児接種についてですが、10月24日に省令の施行により接種が開始されました。対象者は生後6か月以上4歳以下の乳幼児で、本町での接種開始日は11月9日を予定しています。接種回数は3回で、接種間隔は、1回目から2回目は3週間、2回目から3回目は8週間の間隔をあけて接種いたします。使用ワクチンは乳幼児用ファイザー社ワクチンで、実施医療機関は、藤田小児科医院、大瀬戸内科の町内2か所で実施し、接種券の発送は、11月2日を予定しています。乳幼児接種においては、1回から3回目接種の間に5歳に到達した場合でも、乳幼児ワクチンを使用することとなっております。

続いて、(4)初回(1・2回目)の接種についてでございますが、対象者は12歳以上で、1回目の未接種者ということになります。使用ワクチンは従来型のファイザー社ワクチンとなり、実施医療機関は、梶山医院の町内1か所となります。初回接種は従来型のワクチンを使用して実施いたしますが、特例臨時接種実施期間となる来年3月31日までにオミクロン株対応ワクチンの接種、これを完了するためには本年中の初回接種の完了が必要となりますので、未接種者には早めに接種していただくよう周知を図ってまいります。

続いて、(5)共通事項についてでございます。これは全ての接種においての共通事項となりますが、接種費用は無料となります。今後発送する接種券の発送時期は、規定の接種間隔を満たす月の1か月前の末日までを到着期限として発送いたします。予約方法は、コールセンターへの電話またはインターネットでの申込みとなります。接種の実施期間は来年3月31日まで延長されており、事業に要する経費は、全て国が負担することとなっております。

最後に、4、従来型のモデルナ社ワクチンの廃棄についてでございます。本年9月7

日及び9月15日に有効期限を迎えた従来型のモデルナ社ワクチン198バイアル、接種回数にいたしますと1バイアル当たり15回接種の計算で2,970回分を廃棄する予定となっております。

ワクチン接種につきましては、特例臨時接種実施期間となる来年3月31日までに、接種を希望する全ての方に接種機会が提供できるよう、町内医療機関等と連携を図りながら、接種体制の構築を進めるとともに、接種に関する最新の情報は、町広報、ホームページ及び町公式LINEで広く町民の方に周知し、引き続き、円滑なワクチン接種を進めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようです。

それでは、新型コロナワクチン接種状況については、その概要を承知しました。本件については、引き続き、円滑なワクチン接種の実施に努めていただくことを要望し、まとめとしたいと思います。

以上で執行部からの報告を終わります。執行部の皆さん、ありがとうございました。暫時休憩します。

再開は10時5分とします。次は、第1委員会室です。

（休憩 9時50分）

（再開 10時05分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、休憩前に引き続いて、会議をします。

これより協議案件、常任委員会の再編について協議をします。

これまで再編につきまして皆さんからの意見をお聞きしながら、前回は2つにするということと、それから文教部門と福祉部門を合わせたらどうかというようなことで話がまとまったと思います。それで、今回はその名称です。名称となります。私のほうから、提案ということはないんですが、海田町がちょうど同じ構成なんです。それで、お手元

にありますかね、皆さん、このリスト、33という資料。これを見てもらえると分かるんですけど、海田町が2つの常任委員会で、総務建設委員会と文教福祉委員会となっておりますが、これがちょうどいいのかなというのが私の思いでありまして、これを推薦といいたいでしょうか、したいと思いますが、皆さんの意見をお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。また、これよりいいのとか、あるいは上下を逆さまにするとか、いろいろあるとは思いますが。

(「これでいい」の声あり)

○議長(大瀬戸) これでもいいですかね。特に異論がなければ。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議ないですか。じゃあ、海田と同じような名称、同じ名称を使わせていただきまして、総務建設委員会には、総務部、住民生活部、危機管理監、それから建設農林部、公営企業部、これの所管とします。そして、文教福祉委員会のほうでは、教育部、それから健康福祉部、この2部の所管ということでいきたいと思います。定数は7人と7人ということになります。以上でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) では、そうさせていただきますして、この常任委員会の再編につきましては、このあたりでおしまいとさせていただきますと思います。ありがとうございました。

それでは、その他ですが、私のほうから少し言います。まず一つは、コロナ禍の、今までずっと申合せをしてまいりました。例えば、外出をどうのとか、東京へ行ったらどうのとかというような申合せを今までずっとしてきましたけれども、ここに来て、大きな動きはありませんし、また行動制限もなくなってから随分時間がたちますので、議会としては、この際、あの申合せを一度解除してはどうかと思うんです。ですから、特に常識的な範囲で、マスクとか手を洗うとか、そういうのはもう皆さん常識の範囲でやられておりますので、どこへ行ってはいけないとか、何人で飲まなきゃならないとか、そういうような細かなことはもうこの際解除して、皆様の感染防止に気をつけられるということで行きたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) それでは、そうですね。またもちろん。ちょっと待ってくださいね。もちろんまた波が来て、大きな波が来て、また必要であると判断したときに、また新た

にしたいと思います。民法議員、いいですか。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 来年、年が明けて、今大っぴらに観光客もおる東京のほうでは大変なことになるのではなかろうかというような話があるんで、そこらあたり、これからは通常どおり、コロナ禍がひどくなったらどうなるのかなということを気にしよったんですが、熊野町としては、町長ももう来年からは普通どおりの行事予定というか、よっぽどのことがない限りは行うということを言われてますので、そうなった場合にどうかなと思よったんですが、今言うたように、国のほうの動向を見ながらまた考えるということであれば、そのように従いたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかに御意見とか何かあれば、このことにつきまして。福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） すみません。ついでに言うような感じで悪いんですけども、小学校の生徒さんが通学時にマスクを外してもいいというルールにちょっとずつ変わりよんだそうです。校外であるとか、生徒間の距離が保てる時はと。ただ、それを知らない大人の方で注意をされて、子供が、学校の先生はええ言うたのに地域の方に怒られたという事案があったんだそうです。ですので、だんだんそういうふうにもやなくなつたんだということを皆さんに共有できればと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） そうですね。実は私も外を歩くときはマスクせずに歩いてますし、その辺は皆さんの情報を敏感にさせていただいて、あまり過度な反応はなるべく避けていくように、我々もある程度リードしていかなきゃいけないのかなというふうな気もしております。もちろん感染は怖いですから、感染症には今までどおり気をつけていただきたいと思います。そして、またもしそうなったときには必ず報告をいただきたいということでございます。

では、それに関しては以上といたします。

それから、もう1点。明日からネクタイ着用になりますので、よろしく申し上げます。随分寒くなりましたから、ちょうどいいのかもしれない。そのことです。

ほかに何か皆さんのほうからあればお聞きします。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) それでは、以上をもちまして、全員協議会を終了といたします。

(閉会 10時12分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長